

平成24年度試験 B-1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B-2の各頁にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B-1は、実務に関する試験の問題で、全部で6問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB-2の各欄に正確に記入して下さい。
問1については、B-2の1頁から12頁までです。
問2については、B-2の13頁から14頁までです。
問3については、B-2の15頁です。
問4については、B-2の16頁から19頁までです。
問5については、B-2の20頁です。
問6については、B-2の20頁です。
5. 解答時間は、3時間です。

あなたの受験番号

- (問 1) 別紙1の資料(1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細)により、換地計画書(B-2の1頁から12頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表(1.(2)団地計画の内容)、土地改良法第53条第1項ただし書に係る同意書、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
4. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
5. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあっては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
6. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
7. 事業主体は、里山郷土地改良区とする。

- (問 2) 別紙2の登記事項証明書(7筆)により、従前地各筆調書(B-2の13頁から14頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。
3. 共有地の場合は、所有権欄に共有者全員の住所及び氏名並びに持分について記入すること。

- (問 3) 白石義昭が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の除籍謄本、改製原戸籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を(B-2の15頁)に記入しなさい。

(作成上の留意事項)

新戸籍編製につき除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。

なお、白石あきの婚姻前〔山田あき〕には、子が存在しないものとする。

- (問 4) 下表に掲げる土地(6筆)について、登記申請書(B-2の16頁から19頁)を作成しなさい。

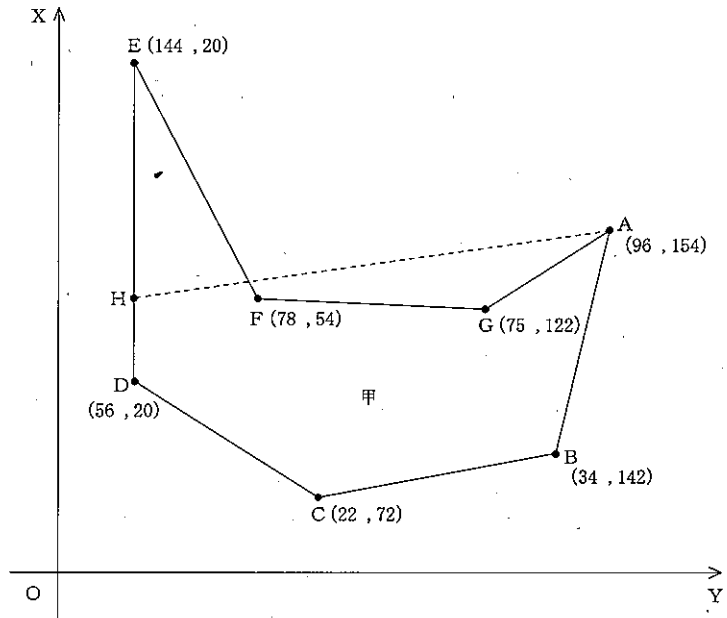
(作成上の留意事項)

1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者(所有者)」、「不動産の表示」等の各該当欄()に必要な事項を記入すること。
2. 下表の整理番号1から3までは別紙4の相続関係説明図、整理番号4及び5は別紙5の所有権登記名義人関係書類、整理番号6は別紙6の地積測量図を参照のこと。
3. 解答の記入に際しては、下表の整理番号とB-2の整理番号が一致するように記入すること。

整理番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備考
	所在	地番	地目	地積㎡	住所	氏名	持分	
1	平沢市大川字小沼	17番	畑	1515		山口 弘		相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない(未登記の土地)。
2	北山市羽山字沖田	200番3	田	2313	山田郡上川町	(共有者)		相続関係説明図参照のこと。
					丸山字天神90番地5	田中 和夫	2/5	
3	南山市下沖字吉浜	45番2	畑	634	上田市	(共有者)		相続を要しない。
					南田三丁目45番6号	石井 三郎	3/5	
4	北田市原田字西前	86番	田	1192	小村崎市			相続関係説明図参照のこと。
					前田字平沢87番地	木下 勝利		
5	田中市早川字山口	135番	畑	2012	川西市			氏名の変更 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
					浦南字宮田45番地	青木 美香		
6	沼田市中江字寺田	63番	田	3015	小里郡田中町			住所の変更、更正 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
					日向字堂の沢9番地	中山 健太郎		
6	沼田市中江字寺田	63番	田	3015	赤沼市			土地分派、地積測量図参照のこと(測量地積の誤差は精度区分の許容範囲を超える。)
					山岸字富田32番地	杉山 浩二		

(問 5) 下図のように実線を筆界線とする平面上の多角形を成し、各筆界点A B C D E F Gの平面直角座標が与えられた甲の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。

- (1) 甲の土地の面積を求めなさい。ただし、四捨五入しないままで求めるものとする。
- (2) この土地A B C D E F Gの面積と等しくなるように、点線で示された境界線A Hを定めるとき、筆界線D E上にあるHのx座標値を求めなさい。ただし、小数点以下第1位を四捨五入して整数で求めるものとする。

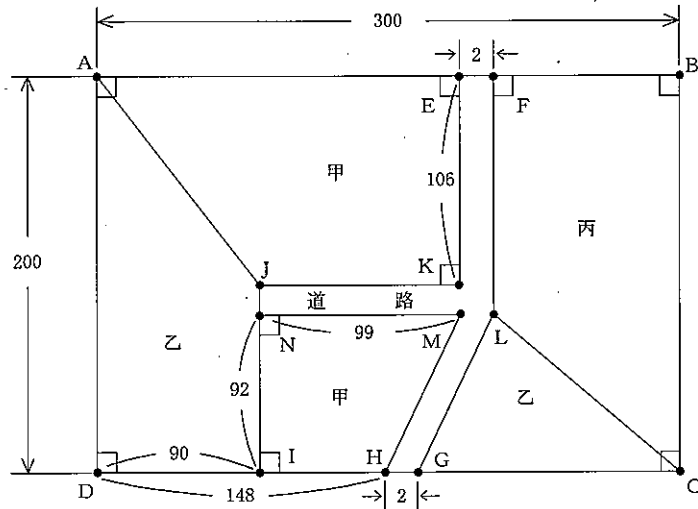


(単位: m)
 ※縮尺は一定していない。

(問 6) 図1のように甲、乙、丙の所有する農地がある。また、乙の土地のうち、その10分の1の地積を特に減ずる旨の申し出があった。これについて図2のようなほ場整備事業の計画を立てて、農道を整備するとともに、農業用揚水機場の用地を創設することとした。このとき次の各問に答えなさい。

- (1) 換地交付率(%)を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- (2) (1)で求めた換地交付率を用いて、甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- (3) (2)で求めた地積により換地選定をするとき、図2のyの値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

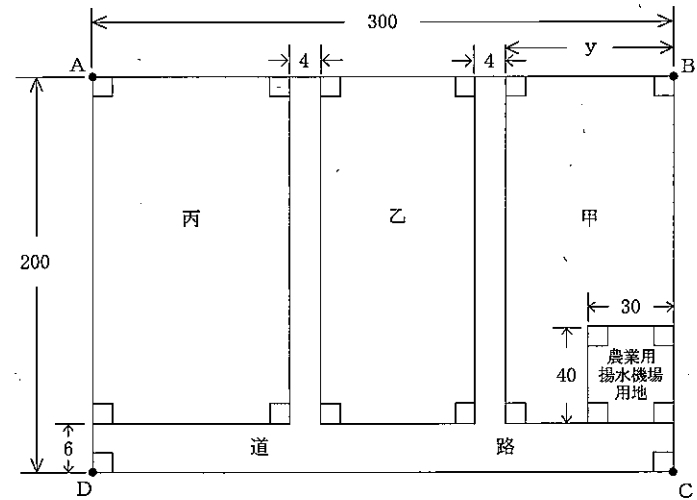
図1



(単位:m)
※縮尺は一定していない。

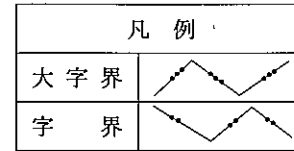
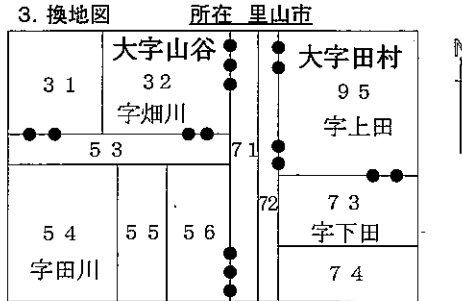
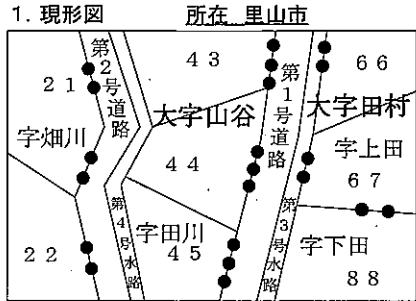
A~Nは筆界点で、各筆界線は直線である。EKとFLは平行であり、JKとNM、GLとHMはそれぞれ平行で等距離である。また、JはINの延長上にある。

図2



(単位:m)
※縮尺は一定していない。

現 形 図
従前の土地の明細
換 地 図
換 地 の 明 細



(注)
 (1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。
 (2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地目	用途	地積(m ²)	評 定		換地交付 基準額 (円)	換地交付 基準積 (m ²)	所有権及び 地役権以外の 権利又は 処分の制限	所有者の住所氏名	耕作者の住所氏名	
					等位	価 額 (円)						
	21	田	田	1,872	7	4,492,800	5,080,681	1,824		里山市大字山谷537番地 前田正司		
	66	田	田	1,047	6	2,617,500	2,946,299	1,020	(登) 根抵当権	里山市大字田村124番地 小林久美		
	88	田	田	1,603	3	4,488,400	4,991,805	1,562	賃借権	同上	里山市大字山谷537番地 前田正司	
	43	田	田	1,493	4	4,031,100	4,499,961	1,455		里山市大字山谷362番地 山田正紀		
	45	田	田	1,156	6	2,890,000	3,253,029	1,127		同上		
	無	67	畑	畑	1,493	8	3,433,900	3,902,761	1,455		同上	
	22	田	田	1,105	6	2,762,500	3,109,513	1,077		里山市大字山谷781番地 西村一成		
	44	田	田	1,699	5	4,417,400	4,662,351			同上		
		919m ² を特に 減じた		780		2,028,000	2,272,951	760				
	計			11,468		29,133,600	32,446,400	10,280				
	内 訳	田	田	9,975		25,699,700	28,543,639	8,825				
		畑	畑	1,493		3,433,900	3,902,761	1,455				
	第1号道路	公衆用道路	道路	1,416						里 山 市		
	第2号道路	公衆用道路	道路	1,165						同 上		
	第3号水路	用悪水路	水路	526						同 上		
	第4号水路	用悪水路	水路	425						同 上		
	計			3,532								
	合 計			15,000		29,133,600	32,446,400	10,280				

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地目	用途	地積(m ²)	評 定		所有者の氏名	耕作者の氏名
				等位	価 額 (円)		
31	田	田	1,424	2	4,129,600	前田正司	
32	田	田	1,767	1	5,301,000	小林久美	前田正司
56	田	田	981	2	2,844,900	同上	
95	田	田	2,821	2	8,180,900	山田正紀	
73	畑	畑	1,302	3	3,645,600	同上	
54	田	田	1,985	1	5,955,000	西村一成	
小 計			10,280		30,057,000		
55	田	田	919	5	2,389,400	里山市大字田村77番地 村中文広	
74	宅地	農業用 揚水機場	894.00			里山市茂木3丁目2番1号 里山郷土地改良区	
計			12,093		32,446,400		
内 訳	田	田	9,897		28,800,800		
	畑	畑	1,302		3,645,600		
	宅地	農業用 揚水機場	894.00				
53	公衆用道路	道路	851			里 山 市	
71	公衆用道路	道路	1,276			同 上	
72	用悪水路	水路	780			同 上	
計			2,907				
合 計			15,000		32,446,400		

[別紙 2]

登記事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年3月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字上宮字宮山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
15番3	畑		265	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日	
余白	余白		625	③錯誤 [平成15年2月5日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年8月8日 第4567号	原因 昭和40年1月2日相続 所有者 海山郡松原町大字上宮字宮中25番地上田浩司 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年12月14日 第6789号	原因 平成10年10月10日住所移転 住所 北山市大山町青山765番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和43年4月22日 第2345号	原因 昭和43年3月10日設定 目的 地役権者はこの土地に電線路の支持物を除く送電線路を設置し、並びにその保全のためこの土地に入ることができる。地役権設定者はこの土地に送電線路の最下垂時における電線から3mの範囲に入る建造物の築造または工作物の設置、竹木の植栽ができない。 範囲 西側73m ² 要役地 東岡市谷中町谷田12番3 地役権図面第123号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日
2	抵当権設定	平成15年2月17日 第1234号	原因 平成15年2月15日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,800万円 利息 年1.40% (年365日日割計算) 損害金 年1.4.0% (年365日日割計算) 債務者 北山市大山町青山765番地上田浩司 抵当権者 東岡市谷中町谷山56番地株式会社東岡銀行 共同担保 目録の第1234号

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年3月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字上宮字宮山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
31番	田		873	余白	
31番1	余白		825	①③31番1、31番2に分筆 [昭和50年6月18日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年3月23日 第1579号	原因 昭和55年9月10日相続 共有者 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分3分の1 山谷祐子 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分3分の1 山谷弘美 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分3分の1 山谷幸雄 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日
2	山谷祐子持分全部移転	平成20年8月11日 第4321号	原因 平成15年3月8日相続 共有者 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分6分の1 山谷弘美 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分6分の1 山谷幸雄
3	山谷弘美持分全部移転請求権仮登記	平成20年10月22日 第5678号	原因 平成20年10月5日売買予約 権利者 海山郡松原町大字上宮字上野3番地持分2分の1 山谷幸雄
	余白	余白	余白

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年3月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字上宮字宮山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
45番2	宅地	789	12	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日	
所有者	原田一朗				

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年3月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字上宮字宮山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
57番2	田	877		57番から分筆 [平成5年2月9日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年2月4日 第1221号	原因 昭和56年3月1日相続 所有者 海山郡松原町大字下宮字宮川28番地 飯森和夫 順位2番の登記を移記
2	所有権移転	平成9年9月9日 第4555号	原因 平成8年7月6日相続 共有者 海山郡松原町大字下宮字宮川28番地 持分2分の1 飯森和子 海山郡松原町大字下宮字宮川28番地 持分2分の1 飯森和之 順位3番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成20年4月1日 第2233号	原因 平成19年3月1日住所移転 共有者飯森和之の住所 岡上市杉山町西川123番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年3月3日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	飯森和之持分根抵当権設定	平成20年4月1日 第2234号	原因 平成20年3月30日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 証書貸付取引 手形割引取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 岡上市杉山町西川123番地 飯森和之 根抵当権者 海山郡松原町大字松原字西畑5番地 松原町農業協同組合 共同担保 目録<>第2233号

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記載されている事項はない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月8日	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字下宮字森川			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
38番3	田	833		38番1から分筆 [平成4年7月3日]	
余白	余白	669		平成8年6月20日一部地目変更 ③38番3、38番5に分筆 [平成8年10月15日]	
余白	余白	677		③錯誤 国土調査による成果 [平成10年11月18日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	所有権移転請求権仮登記	平成8年3月15日 第1587号	原因 平成8年3月12日売買予約 権利者 海山郡松原町大字下宮字東山22番地 須東道長 順位2番の登記を移記
	所有権移転	平成11年7月21日 第3595号	原因 平成11年7月20日売買 所有者 海川市山岡町岡田578番地 村山良三 順位2番の登記を移記
	1番所有権移転請求権の移転	平成9年10月15日 第5323号	原因 平成9年10月10日売買 権利者 海川市山岡町岡田578番地 村山良三 順位2番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日
2	所有権移転請求権仮登記	平成13年9月27日 第4652号	原因 平成13年9月23日売買予約 権利者 海山郡松原町大字下宮字堀田31番地 山本達也
	所有権移転	平成14年6月3日 第3344号	原因 平成14年5月20日売買 所有者 海山郡松原町大字下宮字堀田31番地 山本達也

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和50年8月28日 第4121号	原因 昭和50年8月10日農協取引契約昭和 50年8月17日設定 元本極度額 金1,000万円 利息 日埜2銭6厘以内 損害金 日埜4銭 債務者 海山郡松原町下宮字圃87番地 村井昭夫 根抵当権者 海山郡松原町大字松原字西畑5番 地 松原町農業協同組合

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(ホ)第1558号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日
2	1番根抵当権抹消	平成15年5月12日 第2650号	平成15年5月1日解除
3	抵当権設定	平成15年12月17日 第6776号	原因 平成15年12月14日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金2,000万円 利息 年1.40% (年365日日割計算) 損害金 年14.0% (年365日日割計算) 債務者 海山郡松原町大字下宮字堀田31番地 山本達也 抵当権者 藤山市島畑四丁目10番1号 株式会社藤山銀行 共同担保 目録(ホ)第2352号
4	抵当権設定	平成15年12月17日 第6777号	原因 平成15年12月14日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金2,000万円 利息 年1.40% (年365日日割計算) 損害金 年14.0% (年365日日割計算) 債務者 海山郡松原町大字下宮字堀田31番地 山本良子 抵当権者 藤山市島畑四丁目10番1号 株式会社藤山銀行 共同担保 目録(ホ)第2353号

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月8日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在		海山郡松原町大字下宮字森川			
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
45番-2	山林	397		45番から分筆 国土調査による成果 〔平成10年11月18日〕	
余白	雑種地	余白		②平成11年10月30日地目変更 〔平成11年11月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	抵当権設定	平成13年10月23日 第5116号	原因 平成13年10月15日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2・625% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 海山郡松原町大字下宮字山56番地 島本二郎 抵当権者 海山郡松原町大字松原字西畑5番地 松原町農業協同組合 共同担保 目録お第753号

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年11月1日 第5685号	原因 昭和63年10月5日贈与 所有者 海山郡松原町大字中宮字岡16番地 島本二郎 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年10月23日 第5115号	原因 平成13年10月1日住所移転 住所 海山郡松原町大字下宮字山56番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日
2	仮差押	平成19年2月28日 第1111号	原因 平成19年2月26日〇〇地方裁判所松 原支部仮差押命令 債権者 飯岡市飯岡町飯岡15番地7 株式会社 サンプル

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成10年3月18日 第1632号	原因 平成10年3月15日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 手形貸付取引 消費貸借取引 手 形債権 小切手債権 債務者 海山郡松原町大字中宮字岡16番地 島本二郎 根抵当権者 岡元市畑中町畑中1番地 株式会社 あかい銀行 共同担保 目録(5)第4987号 順位2番の登記を移記
2	抵当権設定	平成11年3月31日 第1789号	原因 平成11年3月28日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2・625% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 海山郡松原町大字中宮字岡16番地 島本二郎 抵当権者 岡元市畑中町畑中11番地 株式会社 あおい銀行 共同担保 目録(2)第875号 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月8日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所在	海山郡松原町大字下宮字森川			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
53番	田	820		余白	
余白	畑	余白		②平成8年9月19日地目変更 【平成8年10月15日】	
余白	余白	845		③錯誤 国土調査による成果 【平成10年11月18日】	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月8日	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			、引火性を有する危険物の製造、取扱および貯蔵、当該管渠に支障となる工作物の設置、立竹木の育成、その他当該管渠に支障となる一切の行為の禁止 地上権者 海山郡松原町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月8日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和25年2月9日 第818号	原因 昭和24年7月2日自作農創設特別措置法第16条の規定による売渡 所有者 海山郡松原町大字下宮字宮里77番地 田中 泰一 昭和25年2月9日記載土地売渡登記願託書綴込帳第9冊第9-2丁 順位1番の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	昭和50年12月23日 第6381号	原因 昭和50年12月23日贈与予約 権利者 海山郡松原町大字下宮字宮里77番地 田中 晋一 順位2番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月8日
3	所有権移転	平成21年11月17日 第5563号	原因 昭和62年2月9日相続 所有者 海山郡松原町大字下宮字宮里77番地 田中 晋一 代位者 ○○県 代位原因 土地改良登記令第2条第5号
4	2番仮登記抹消	平成21年12月21日 第6678号	原因 昭和62年2月9日混同

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成10年6月1日 第3469号	原因 平成10年5月19日設定 目的 流域下水道管渠の設置 範囲 東京湾平均海面の上73・50mから同海面の上81・00mの間 存続期間 流域下水道管渠の存続する期間 地代 無料 特約 流域下水道管渠の保守運営のための土地 立入または通行、もしくは使用の容認、ならびに当該管渠の土地に建造物の築造、爆発性

除 籍 謄 本
改 製 原 戸 籍 謄 本
全 部 事 項 証 明 書

除籍

本籍

〇〇懸和田郡吉田村大字岡田字平野五拾五番地

和田郡吉田村大字岡田字平野六拾壹番地ニ於テ出生父白石廣吉届出

明治参年拾月貳拾五日受附入籍㊦

大島たきト婚姻届出明治参拾壹年九月拾六日受附㊦

和田郡吉田村大字岡田字平野六拾壹番地白石廣吉方ヨリ分家大正四年参月拾五日届出同日受附㊦

昭和拾貳年八月五日午前拾時本籍ニ於テ死亡同居者白石義昭届出同日受附㊦

昭和拾貳年八月拾参日白石義昭ノ家督相続届出アリタルニ因リ本戸籍ヲ抹消ス㊦

和田郡下田村参百拾七番地戸主大島太郎六女明治参拾壹年九月拾六日白石廣昭ト婚姻届出同日入籍㊦

大正四年参月拾五日夫廣昭分家シタルニ因リ入籍㊦

本籍ニ於テ出生父白石廣昭届出大正五年参月拾四日受附入籍㊦

前戸主

前戸主
柄ノ統

父 白石廣吉
母 こと

式男

主

白石廣昭

出生 明治参年拾月貳拾貳日

父 大島太郎
母 きみ
六女

たき

妻

出生 明治拾年五月八日

父 白石廣昭
母 たき
長男

長

義昭

出生 大正五年参月拾貳日

本籍

吉田町

〇〇懸和田郡吉田村大字岡田字平野五拾五番地

主戸前

亡白石 廣昭

本籍二於于出生父白石廣昭届出大正五年七月拾四日受附入籍⑩

昭和拾貳年八月五日前戸主廣昭死亡に因り家督相続届出同月拾参

日受附⑩

山下ときと婚姻届出昭和拾参年七月拾貳日受附⑩

昭和拾七年五月参日妻とき死亡二因り婚姻解消⑩

山田あさと婚姻届出昭和拾九年貳月貳拾貳日受附⑩

昭和拾九年四月壹日行政區画変更につき同日本籍欄中「吉田町」

と更正職務執行者⑩

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日日本

戸籍改製⑩

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾七年九月拾九日

あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除⑩

主

出生 大正五年七月拾貳日

白石 義昭

戸

前戸主

亡白石廣昭 長男

父 亡白石 廣昭

母 とき

長男

和田郡下田村参百拾七番地戸主大島太郎六女明浩参拾参年九月拾
六日白石廣昭と婚姻届出同日入籍⑩

昭和拾貳年八月五日夫廣昭死亡二因り婚姻解消⑩

昭和拾七年拾壹月参拾日午前零時貳拾分本籍で死亡親族白石義

昭届出同日受附除籍⑩

母

父 大島 太郎
母 きみ
六女

和田郡吉田村大字中川字新井貳拾五番地戸主山下三夫長女昭和拾
参年七月拾貳日白石義昭と婚姻届出同日入籍⑩

昭和拾七年五月参日午前八時貳拾分本籍二於于死亡戸主白石義昭

届出同月八日受附除籍⑩

妻

出生 大正五年六月拾貳日

と き

出生 明浩拾年五月八日

父 山下 三夫
母 みよ
長女

<p>本籍ニ於テ出生父白石義昭届出昭和武拾四年八月五日受附入籍㊟</p>										<p>本籍ニ於テ出生父白石義昭届出昭和武拾五年七月拾日受附入籍㊟</p>										<p>本籍ニ於テ出生父白石義昭届出昭和拾五年六月式拾日受附入籍㊟</p>																			
女 長										男 武										妻										男 長									
出生		母		父		出生		母		父		出生		母		父		出生		母		父																	
昭和武拾四年八月壹日		あき		白石義昭		昭和武拾五年七月七日		あき		白石義昭		大正拾年壹月拾壹日		はな		山田 一郎		昭和拾五年六月拾五日		とき		白石義昭																	
		長女						武男						武女								長男																	
昭子										義美										あき										昭雄									

除籍

本籍	〇〇県和田郡吉田町大字岡田字平野五拾五番地
氏名	白石 義昭

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月老日改製につき昭和参拾七年九月拾九日本戸籍編製[㊦]

平成四年拾月拾日消除[㊦]

大正五年老月拾貳日本籍で出生父白石廣昭届出同月拾四日受附入籍[㊦]
 山田あきと婚姻届出昭和拾九年式月拾貳日受附[㊦]
 昭和五拾参年七月参日午前七時四拾五分和田郡吉田町で死亡同日親族白石義美届出除籍[㊦]

父	白石 廣昭	母	山田 義昭
男長	亡	女	亡
夫	義昭	妻	あき
出生	大正五年老月拾貳日	出生	大正拾年老月拾老日

大正拾年老月拾老日和田郡吉田村大字上川字金本六番地で出生父山田一郎届出同月拾参日受附入籍[㊦]

昭和拾九年式月拾貳日白石義昭と婚姻届出和田郡吉田村大字上川字金本六番地山田一郎戸籍より同日入籍[㊦]
 昭和五拾参年七月参日夫義昭死亡[㊦]
 平成四年拾月拾日午後九時五分和田郡吉田町で死亡同月拾五日親族白石義美届出除籍[㊦]

父	山田 一郎	母	はな
男長	白石 義昭	女	とき
妻	あき	夫	義昭
出生	大正拾年老月拾老日	出生	昭和拾五年六月拾五日

昭和拾五年六月拾五日本籍で出生父白石義昭届出同月式拾日受附入籍[㊦]
 川田敬子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾九年拾貳月四日受附和田郡吉田町大字岡田字平野六拾番地に新戸籍編製につき除籍[㊦]

父	川田 敬子	母	山田 義昭
男長	昭雄	女	とき
妻	あき	夫	義昭
出生	昭和拾五年六月拾五日	出生	昭和拾五年六月拾五日

												<p>昭和貳拾壹年七月七日日本籍で出生父白石義昭届出同月拾日受附入籍 ⑩</p>											
												<p>昭和四拾五年拾月貳拾日大木由美と婚姻届出和田郡吉田町大字岡田 字平野五拾五番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍⑩</p>											
												<p>昭和貳拾四年八月壹日日本籍で出生父白石義昭届出同月五日受附入籍 ⑩</p>											
												<p>昭和五拾年拾貳月貳拾四日大田浩一と婚姻届出岩田市西区黒岩町参 拾番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍⑩</p>											
生出												生出											
母												母											
父												父											
生出												生出											
昭子												義美											
昭和貳拾四年八月壹日												昭和貳拾壹年七月七日											
あき												あき											
女長												男貳											

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾参年拾壹月貳拾九日消除

本籍		〇〇県和田郡吉田町大字岡田字平野五拾五番地		氏名		白石 義美	
婚姻の届出により昭和四拾五年拾月貳拾日夫婦につ		昭和四拾七年六月拾五日日本籍で出生父白石義美届出同月貳拾日受附入籍		昭和四拾七年六月拾五日		昭和四拾七年六月拾五日	
き本戸籍編製		昭和四拾五年拾月貳拾日大木由美と婚姻届出和田郡吉田町大字岡田字		母		あき	
昭和四拾五年拾月貳拾日受附入籍		平野五拾五番地白石義昭戸籍より入籍		父		白石 義昭	
平成拾参年六月七日午前六時貳拾分和田郡吉田町で死亡同日親族白石		義雄届出除籍		夫		義美	
昭和七拾年七月七日日本籍で出生父白石義昭届出同月拾日受附入籍		大木幸雄届出同月拾四日受附入籍		父		大木 幸雄	
昭和四拾五年拾月貳拾日白石義美と婚姻届出和田郡吉田町大字岡田字		平野貳番地大木幸雄戸籍より同日入籍		母		由佳	
平成拾参年六月七日夫義美死亡		妻		由美		女参	
昭和四拾七年六月拾五日日本籍で出生父白石義美届出同月貳拾日受附入籍		昭拾七年拾月拾貳日		父		白石 義美	
籍		母		由美		男長	
義雄		義雄		義雄		義雄	
出生		昭拾七年六月拾五日		出生		昭拾七年六月拾五日	

昭和五拾年六月六日本籍で出生父白石義美届出同月拾日受附入籍①
 平成拾貳年五月八日伊藤和子と婚姻届出同月拾壹日〇〇県新井市長
 から送付〇〇県新井市中央区大谷町貳拾五番地に妻の氏の新戸籍編製
 につき除籍②

父 白石 義美
 母 由美
 男 貳

昭

生出 昭和五拾年六月六日

父 母

生出

父 母

生出 父 母

生出

本籍氏名	〇〇県和田郡吉田町大字岡田字平野55番地 白石 義美
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成13年11月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除籍	【名】義美 【生年月日】昭和21年7月7日 【父】白石義昭 【母】白石あき 【続柄】二男
戸籍に記録されている者	【名】由美 【生年月日】昭和17年12月12日 【父】大木幸雄 【母】大木由佳 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和17年12月12日 【出生地】〇〇県和田郡吉田村 【届出日】昭和17年12月14日 【届出人】父
戸籍に記録されている者 除籍	【名】義雄 【生年月日】昭和47年6月15日 【父】白石義美 【母】白石由美 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和47年6月15日 【出生地】〇〇県和田郡吉田町 【届出日】昭和47年6月20日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成16年9月1日 【配偶者氏名】城島紀子 【新本籍】〇〇県和田郡吉田町大字岡田字平野55番地 【称する氏】夫の氏

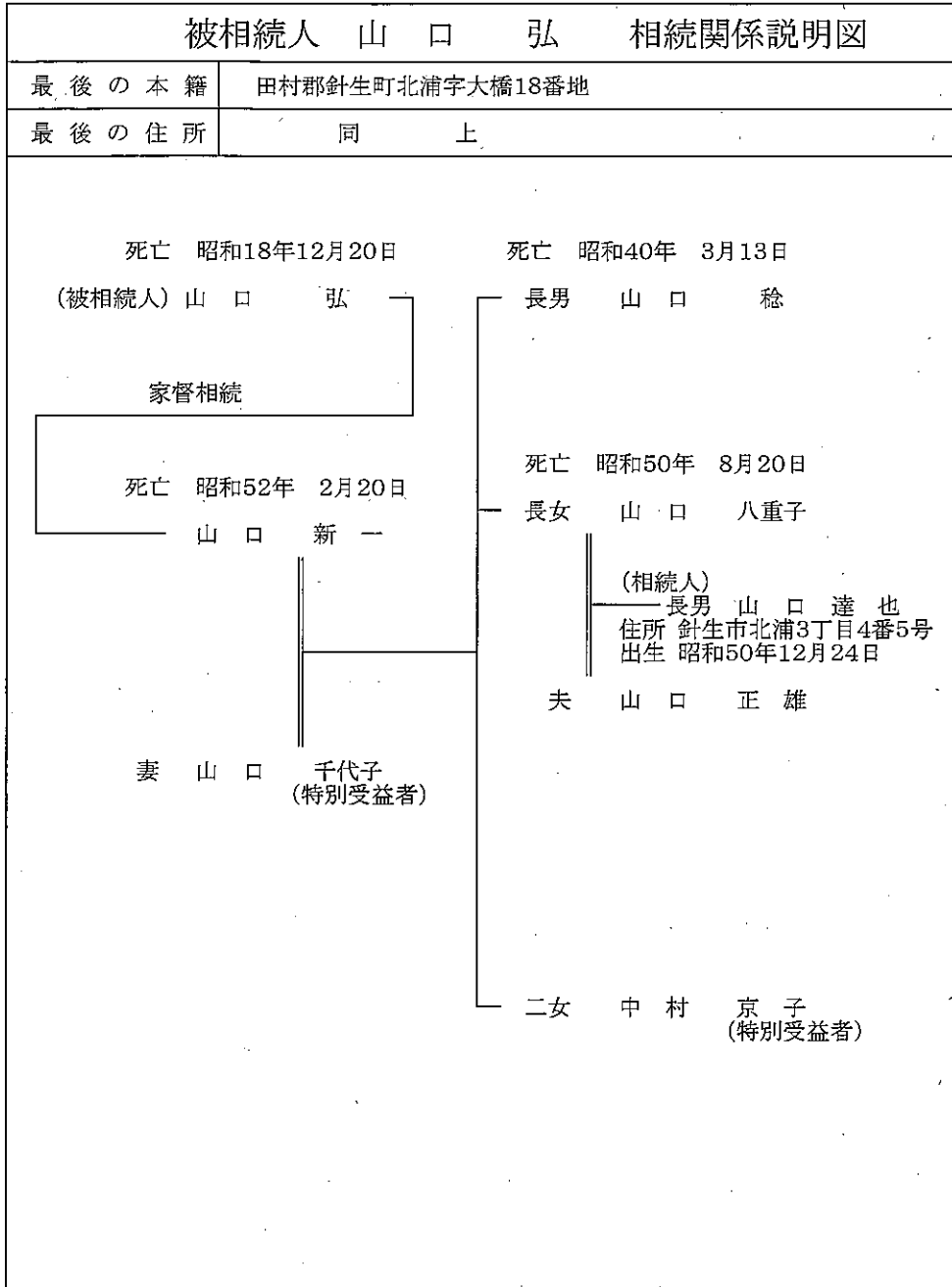
発行番号 〇〇〇〇〇

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

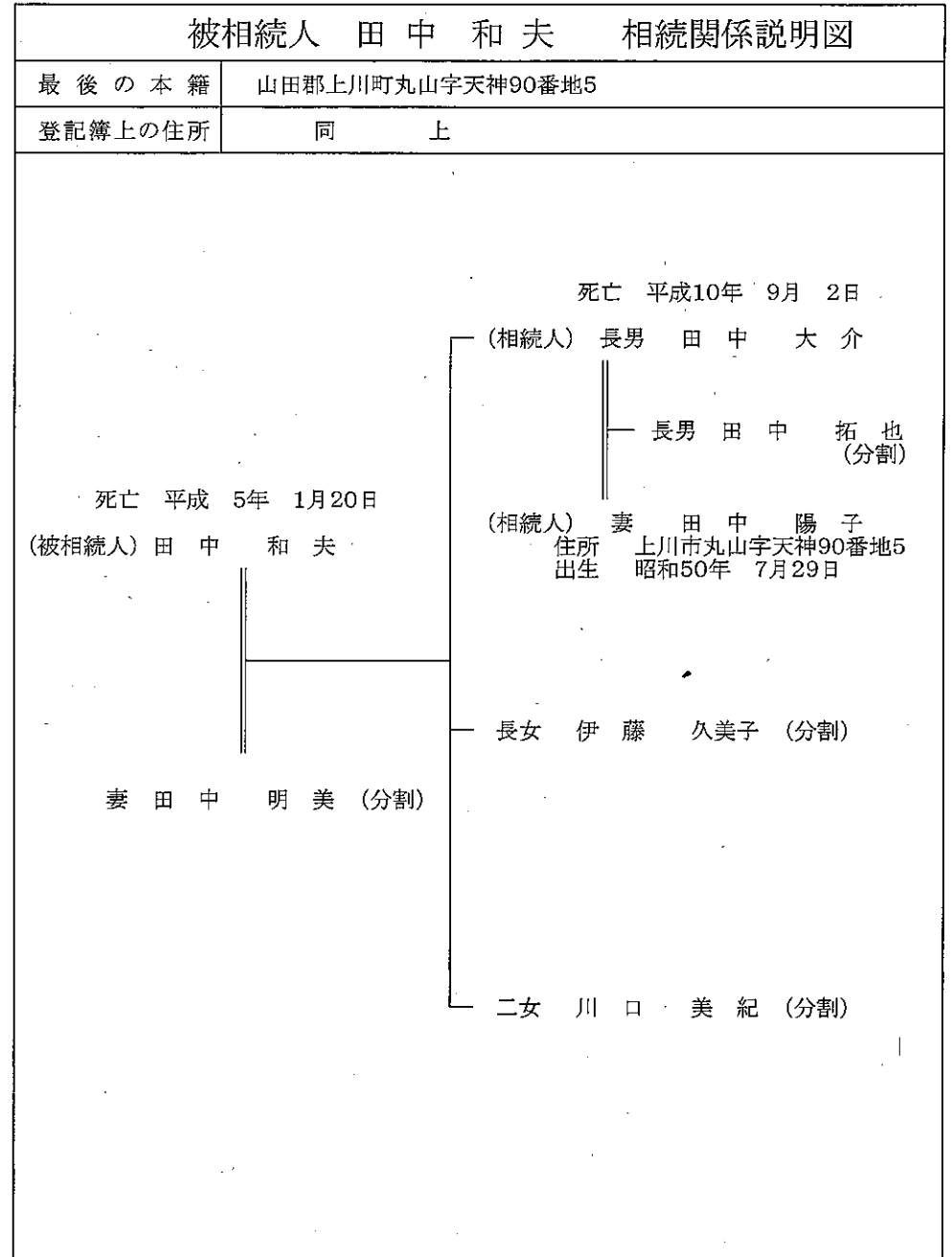
平成〇〇年〇〇月〇〇日

相 続 関 係 説 明 図

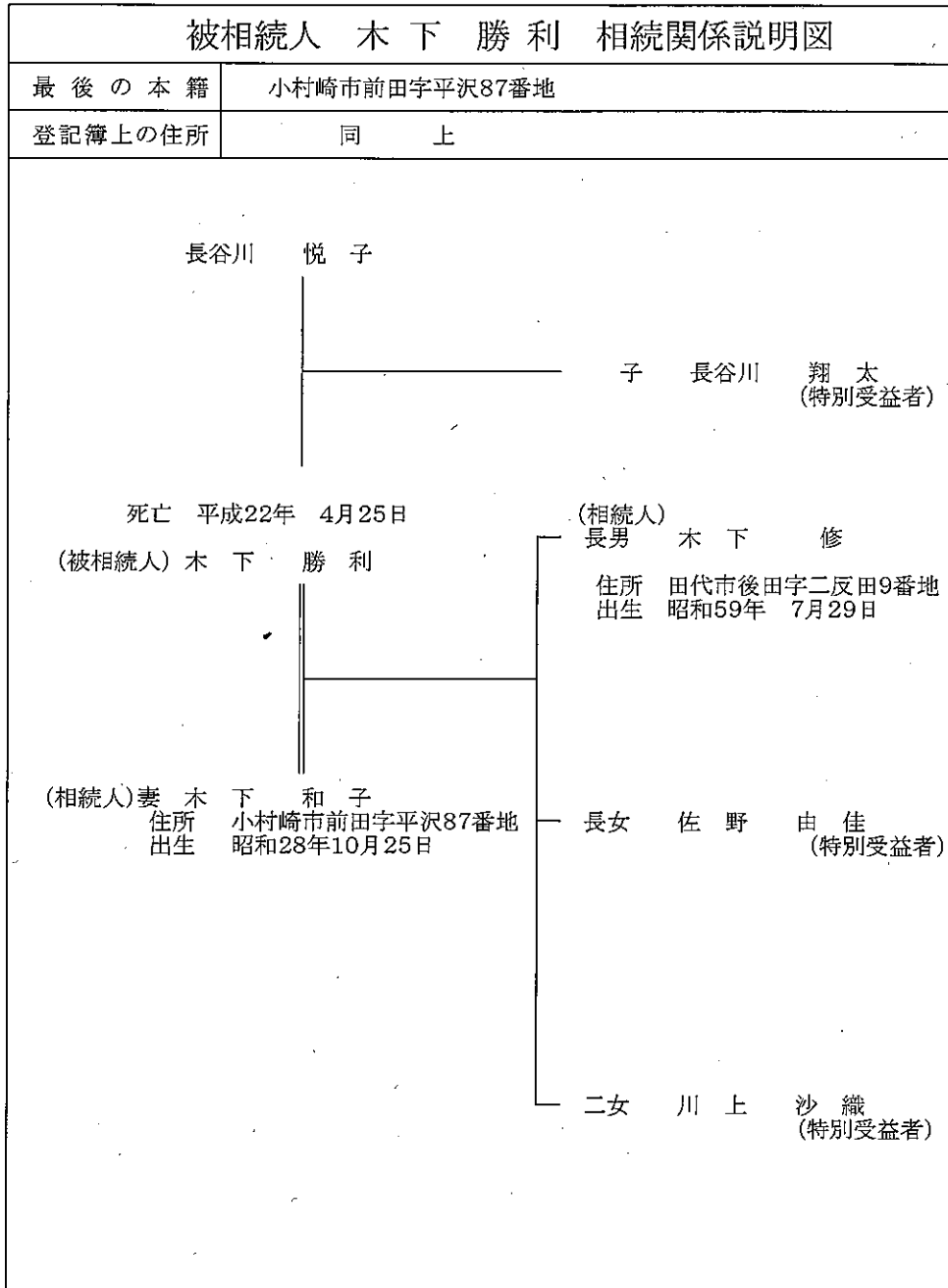
(その1)



(その2)



(その3)



所有權登記名義人関係書類

住民票

		住民とな った日	昭和47年 2月19日	住民票コード	省 略
氏名	青木 美香 安田 美香	続柄	子 妻	世帯主	青木 晋 安田 博之
生年月日	昭和47年2月19日	性別	女	住所を定めた日	昭47.2.19 届 昭47.2.21 出 年 月 日
住所	川西市浦南字宮田45番地			筆頭者	青木 晋 安田 博之
本籍	〇〇県川西市浦南字宮田45番地				
従前転出					
	平11. 3. 1 改製により作成 平11. 9.12 戸籍届出により修正				

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県川西市長〇〇 〇〇〇

市長印

戸籍を証する書類

(その1)

		(1の1)	個人事項証明
本籍名	〇〇県川西市浦南字宮田45番地 安田 博之		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年6月21日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製		
戸籍に記録されている者	【名】美香 【生年月日】昭和47年2月19日 【配偶者区分】妻 【父】青木晋 【母】青木節子 【続柄】長女		
身分事項 出生	【出生日】昭和47年2月19日 【出生地】〇〇県平沢郡川西町 【届出日】昭和47年2月21日 【届出人】父		
婚姻	【婚姻日】平成11年9月12日 【配偶者氏名】安田博之 【従前戸籍】〇〇県川西市浦南字宮田45番地 青木 晋		
以下余白			

発行番号 000000

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日

〇〇県川西市長 〇〇 〇〇〇

市長印

戸籍の附票

		(1の1)	附票の個人証明
氏名		本籍	
中山 健太郎		〇〇県小里市田中日向字堂の沢8番地	
附票記録事由欄	平成10年2月3日改製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
健太郎	〇〇県小里郡田中町日向字堂の沢9番地	昭和56年11月9日	
	〇〇県小里郡田中町日向字堂の沢8番地	昭和56年11月9日	平成11年4月2日 地番錯誤届出
	〇〇県小里市田中日向字堂の沢8番地	昭和56年11月9日	行政区画及び土地 の名称変更 平成17年3月31日

発行番号000000

これは、戸籍の附票中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日

〇〇県小里市長 〇〇 〇〇〇

市長印

(その2)

住民票

		住民とな った日	昭和56年 11月9日	住民票コード	省 略
氏名	中山 健太郎	続柄	世帯主	世帯主	中山 健太郎
生年月日	昭和56年11月9日	性別	男		
住所	小里市田中日向字堂の沢8番地			住所を定めた日	昭56.11.9 届出年月日 昭56.11.12
本籍	〇〇県小里郡田中町日向字堂の沢8番地			筆頭者	中山 健太郎
従前転出	〇〇県小里郡田中町日向字堂の沢8番地			H17. 3.31 名称変更	
平16.12.14 改製により作成					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県小里市長 〇〇 〇〇〇

市長印

地 積 測 量 図

座標求積表

地番 63-2				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
R56	-213786.782	106.565	-230.500095	9.627
R55	-213787.362	116.175	-487.005600	60.000
R54	-213790.974	176.066	-959.559700	30.401
R53	-213792.812	206.411	3.921809	1.860
K210	-213790.955	206.517	1572.213921	100.028
K208	-213785.199	106.655	445.071315	1.586
倍面積			344.141650	
面積			172.0708250	
地積			172 m ²	

地番 63-1				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
K217G	-213815.032	104.961	-3593.549757	100.026
K221G	-213821.019	204.808	4550.833760	28.253
R53	-213792.812	206.411	6201.618495	30.401
R54	-213790.974	176.066	959.559700	60.000
R55	-213787.362	116.175	487.005600	9.627
R56	-213786.782	106.565	-2948.653550	28.295
倍面積			5656.814248	
面積			2828.4071240	
地積			2828 m ²	

地番 63			
公簿	合計面積	誤差面積	
3015	3000.4779490	14.522051	
	地積	14.52	

(測量精度区分 甲3 許容範囲を超える)

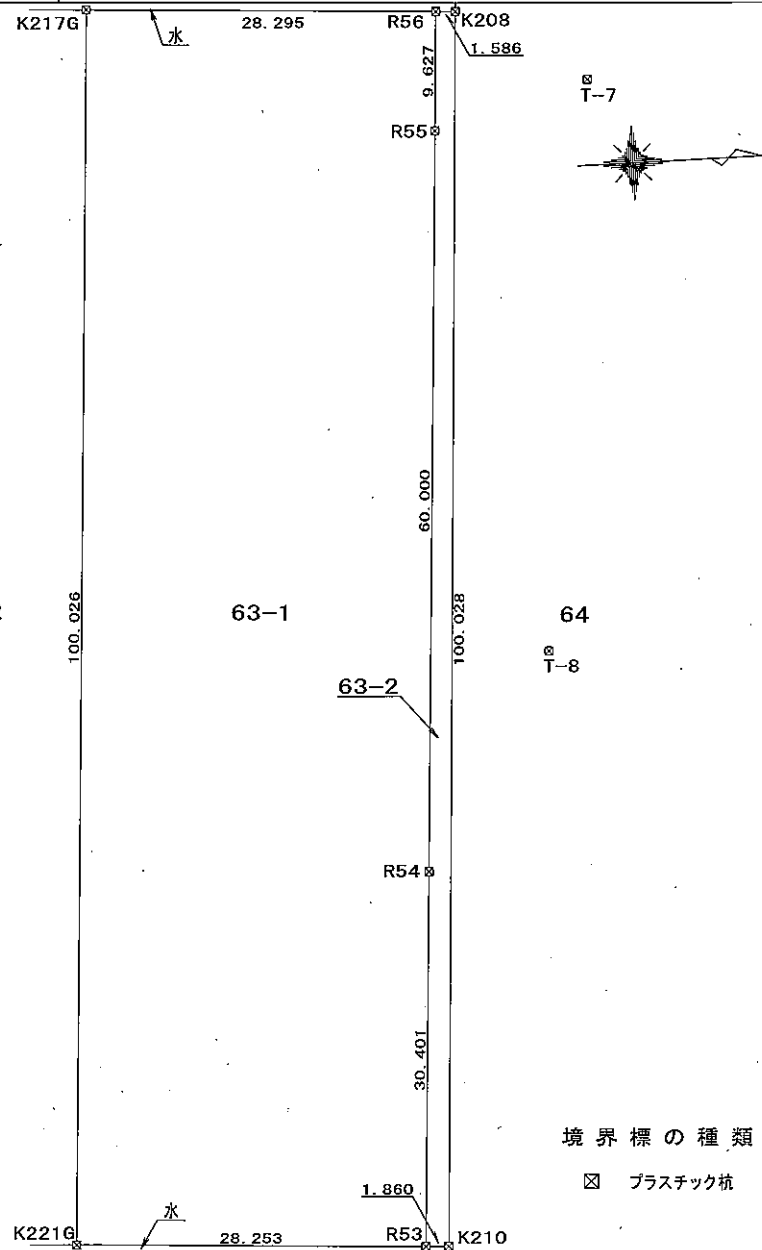
許容値 = $(0.10 + 0.02 \sqrt{3015}) \sqrt{3015} = 13.62 \text{ m}$

引照点座標

T-7 (プラスチック)	X座標	-213774.801
	Y座標	112.691
T-8 (プラスチック)	X座標	-213780.336
	Y座標	158.734

測地系		世界測地系		
既知点の名称及び座標値		X座標	Y座標	備考
電子基準点	文理	-218716.954	935.472	金属標
電子基準点	香取	-202345.057	9668.560	金属標
四等三角点	高木	-214159.417	-1853.456	みかげ石
公共座標取得日		平成24年4月27日		

測量年月日 平成24年 5月 7日 平面直角座標系 第00系



作成者

省 略

(平成24年 5月 15日作成)

申請人

省 略

縮尺

1/500